



平成18年6月6日

各 位

会社名 株式会社あみやき亭
代表者名 代表取締役社長 佐藤 啓介
(コード番号2753 東証第1部 名証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 竹内 隆盛
電話番号 0568-32-8800(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年6月2日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年6月21日開催予定の当社第11期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、会社法定款で定めることを要しない規定の削除、定款に定めがあるものとみなされる事項についての明確化その他会社法に対応して所要の変更を行うものであります。

さらに、厳しい経営環境のもとでも、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を限定する旨、変更案第23条及び変更案第31条に関する規定を新設するものであります。なお、責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、144,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、144,000株とする。</p> <p>(株式の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿並びに端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録手続並びに端株原簿の記載または記録等に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株原簿の記載または記録、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>(2) 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第14条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法) 第15条 取締役は、株主総会において選任する。 (2) 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(<u>実質株主を含む。以下同じ</u>)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法) 第18条 (現行どおり) (2) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第18条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長) 第21条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行のとおり)</p> <p>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第20条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>(2) <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役の報酬) <u>第21条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会規程) <u>第22条</u> 取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) <u>第23条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法) <u>第24条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第24条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規程) <u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第26条</u> 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、金200万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) <u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任の方法) <u>第28条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第26条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(補欠監査役) 第28条 法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(2) 法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになり、前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(3) 第1項により選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程) 第30条 監査役会に関しては法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第32条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者及び同日における端株原簿に記載された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第33条 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日における端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p>	<p>(監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無いときは、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当) 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間) 第34条 利益配当金又は中間配当金は、 支払開始の日から満3年を経過し てもなお受領されないときは、当会 社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第38条 配当財産が金銭である場合 は、支払開始の日から満3年を経過 してもなお受領されないときは、当 会社はその支払義務を免れる。</p>

以上